

佐賀県告示第 74 号

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の移動等の制限(平成 29 年佐賀県告示第 73 号)について、移動を制限する区域及び搬出を制限する区域を次のとおり変更する。

平成 29 年 2 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 移動を制限する区域

- (1) 多久市多久町の一部(天ヶ瀬ダム左岸と大峠を直線で結んだ線以東の区域)並びに南多久町長尾の一部(瓦川内川の以南東の区域)、下多久の一部(県道 25 号の以南の区域)及び花祭
- (2) 武雄市北方町大字志久の一部(字大峠新開、字笹ヶ谷、字イゲ谷、字原田、字百枚、字池田、字池田谷道江及び字小通)
- (3) 小城市牛津町上砥川の一部(字刃場及び字平蔵良)
- (4) 杵島郡大町町福母の一部(字一本谷、字二本谷、字一本松、字二本松、字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字五本杉、字一本桑、字一本柳、字二本柳、字三本柳、字六本柳、字開田、字古八幡、字市場、字慈雲山、字城山、字柚ノ木、字仏法、字京ノ尾、字弥護原、字中尾、字松尾、字大御門、字浦田、字大久保、字千場、字前髪山及び字古場山)及び大町
- (5) 杵島郡江北町上小田、下小田、山口、八町の一部(字下古川内、字上古川内、字上古川外、字下古川外、字一本楠、字二本楠、字三本楠、字一本杉、字二本杉、字三本杉及び字四本杉)、惣領分字一本松及び佐留志の一部(字一本杉、字二本杉、字一本松、字二本松、字三本松及び字四本松)
- (6) 杵島郡白石町大渡の一部(字下三本松、字下四本松、字下五本松及び字下六本松)、東郷の一部(字一本杉、字二本杉及び字袋搦)、今泉の一部(字四本松、字五本松、字一本杉及び字二本杉)及び馬洗の一部(字馬田及び

字権納)

2 搬出を制限する区域

- (1) 佐賀市久保田町久保田、徳万の一部(字元小路、字中新屋敷田、字中新土居外、字金丸分一本松、字快万分宮の後、字快万分一本松、字快万分二本松、字徳間、字快万、字小路、字中副、字金丸、字福島、字上恒安及び字北田)、新田の一部(字三本松籠、字土井島、字大立野籠、字二籠、字三籠、字与賀田、字大籠、字七百野、字高畦籠、字小路、字草木田、字麦新ヶ江、字新田、字横江、字福富、字久富及び字福島)、久富の一部(字中島籠、字快万籠、字恒安捌、字東分西折、字江戸捌、字家中捌、字西分手先籠、字小捌、字土居島籠、字長右之門開、字一本松捌、字三丁捌、字窪田捌、字永里捌、字一本松籠、字二本松籠、字五本松籠、字六本松籠、字中副、字久富、字捌東、字捌西、字金丸、字永里、字福島、字上恒安、字北田、字下新ヶ江及び字福所) 及び江戸字干拓
- (2) 唐津市相知町平山上の一部(字大平の一部(県道 315 号から以東の区域)、字石盛の一部(県道 315 号から以東の区域) 及び字池の一部(県道 315 号から以東の区域)) 並びに巖木町広瀬の一部(字篠の坂、字坂口及び字西ノ谷)、中島の一部(字古屋敷、字墨田、字角石、字深町、字峠及び字篠原)、牧瀬の一部(字成川内の一部(国道 203 号巖木バイパスの以南の区域)、字日ノ越、字砥石谷、字大川内及び字陣の元) 及び瀬戸木場の一部(字東原、字広ミ、字前、字黒川原及び字裏)
- (3) 多久市東多久町納所及び別府、南多久町長尾の一部(瓦川内川の以北西の区域) 及び下多久の一部(県道 25 号の以北の区域)、多久町の一部(天ヶ瀬ダム左岸と大峠を直線で結んだ線以西の区域)、西多久町板屋並びに北多久町多久原及び小侍
- (4) 武雄市朝日町中野の一部(字藤田、字牛ノ谷、字馬ノ谷、字中館、字宮

原、字半上の一部（繁昌ダムより以東の区域）、字大阪、字都郷、字満場、字鳥居原、字伏原、字中ノ小路、字土井下、字小原及び字沼口）、甘久及び芦原、橘町永島、芦原、片白及び大日、武雄町昭和、富岡の一部（字五反田、字西浦、字永松、字四ノ角、字五ノ角、字向、字内ノ子、字赤坂、字中島、字八反畑、字山ノ上、字寺ノ内、字水谷、字山下、字梶原、字野田、字竹下、字六田、字楠町及び字門町）及び永島の一部（字戸井渡、字水町、字牛飼、字屋敷坪、字会町、字木下、字村内、字和田、字一本松、字五本松、字野間、字前田、字十仏、字竹政、字丸熊、字知財、字山田、字北ノ倉、字大別当、字鳥越、字幸牟田、字古屋敷、字梅坂、字汐見、字溝ノ上、字中刺及び字潮見）、若木町川古の一部（字上帆立、字滑川内、字猪木谷、字七石、字上杉ノ元、字下杉ノ元、字西ノ尾、字前田、字牟田、字中山、字久保畑、字向畑、字瀬ノ元、字峠、字南川良、字耳切及び字橋）並びに北方町志久の一部（字水ノ江、字赤坂、字橋津、字島ノ内、字東袋、字西東袋、字岩永、字土井神、字菰牟田、字上丁三、字下丁三、字丸新ヶ江、字野副、字上掛橋、字下掛橋、字天神免、字干給、字城ノ平、字広田、字水町、字六反田、字勘町、字新ヶ江、字猫ノ江、字市場、字吉原、字餅増、字柳原、字十ノ坪、字沖ノ田、字熊副、字林崎、字西堤、字道祖堤、字牟田浦、字牟田、字中峠、字小原、字大葉山、字白山、字高野、字木ノ元、字上千給、字内扇、字鳥川内、字鳥川内山、字西川内、字堀切、字山刀口、字夕路木、字九十三把、字清水、字中尾、字追分、字西ノ浦、字永谷山、字西中ノ谷、字上休場、字休場仏原、字大峠、字大峠浦谷、字大峠藤尾、字松浦谷、字火保田、字下休場、字東中ノ谷、字野中、字池田抓谷、字上大峠、字池田タラタキ、字上大峠一ノ坂、字上大峠木下、字大峠松浦谷及び字六田）、大崎、大渡及び芦原

(5) 小城市小城町の一部（字大手町、字東小路、字下岡小路、字西小路、字

北小路、字新小路、字岡町、字岡小路、字蛭子町、字下町及び字中町)、
小城町松尾の一部(字八ツ戸、字1ノ坪、字久保、字天神軒、字丁永、字
高田、字東八反、字西八反、字山彦及び字布施ヶ里天神3角)、晴気の一
部(字一本松、字一本松1ノ角、字一本松2ノ角、字一本松3ノ角、字一
本松4ノ角、字一本松5ノ角、字一本松6ノ角、字一本松8ノ角、字一本
松9ノ角、字一本松10ノ角、字一本松11ノ角、字一本松13ノ角、字一
本松14ノ角、字二本松、字二本松1ノ角、字二本松2ノ角、字二本松3
ノ角、字二本松5ノ角、字二本松6ノ角、字三本松、字寺浦1角、字寺浦
2角、字寺浦3角、字寺浦4角、字庄、字円光寺1角、字円光寺2角、字
円光2角、字黒原1ノ角、字黒原2ノ角、字黒原3ノ角、字徳武、字徳武
4ノ角、字徳武5ノ角、字徳武6ノ角、字君ヶ坂、字西福寺、字寄居、字
中善寺1ノ角、字中善寺2ノ角、字中善寺3ノ角、字中善寺4ノ角、字自
音坊、字中島、字原前、字彼岸井手、字川原、字中園、字上川原、字納手
間、字久保、字子コ谷、字下原、字中村、字シロンボウ、字宮浦壺、字宮
浦式、字神備、字本山川原、字本光田、字城ノ裏、字寒気、字出分、字梅
徳、字峠下、字中籠、字野原、字池ノ田尾、字石坂、字女ノ谷及び字牛頭)、
畑田の一部(字1坪、字2坪、字3坪、字4坪、字5坪、字6坪、字7坪、
字8坪、字9坪、字10坪、字11坪、字12坪、字13坪、字14坪、字15
坪、字16坪、字17坪、字18坪、字20坪、字21坪、字22坪、字23坪、
字24坪、字畑田、字砂田、字轡ヶ里、字出1本、字出2本、字東黒原、
字出4本9割、字出6本13割、字出6本14割、字出西川分16割、字出
20石分17割、字散1本1割、字散1本2割、字散1本3割、字散2本4
割、字散2本5割、字散2本6割、字散2本7割、字散2本8割、字散2
本9割、字散2本10割、字散3本11割、字散3本12割、字散3本13割、
字散3本14割、字散3本15割、字散3本16割、字散3本17割、字散3

本 18 割、字散 3 本 19 割、字散 4 本 20 割、字散 4 本 21 割、字散 4 本 22 割、字散 4 本 23 割、字散 4 本 24 割、字散 4 本 25 割、字散 4 本 26 割、字散 4 本 27 割、字散 4 本 28 割、字散 4 本 29 割、字散 4 本 30 割、字寺浦、字円光寺、字梅徳、字観音古賀、字宮ノ後、字寒気、字中善寺、字寄居、字 1 本松、字八丁、字石坂、字女ノ谷、字高尾山、字丁永、字天神軒及び字布施ヶ里天神 3 角)、池上、栗原及び船田、三日月町堀江の一部 (字四条 3、字四条 12、字四条 20、字四条 21、字四条 27 及び字四条 29)、金田の一部 (字久本、字久本 1 割、字久本 2 割、字久本 3 割、字久本 4 割、字久本 5 割、字久本 6 割、字久本 7 割、字久本 8 割、字久本 12 割、字久本 19 割、字久本 20 割、字久本 21 割、字久本 29 割、字久本 31 割、字久本 32 割、字久本 33 割、字社、字西小籠、字金田及び字雪伏)、樋口、長神田の一部 (字 11 坪、字 12 坪、字大寺、字初田、字佐織、字戊、字高田及び字仁俣)、久米の一部 (字土生、字土生 1 本 1、字土生 1 本 2、字土生 1 本 3、字土生 1 本 4、字土生 1 本 5、字土生 4 本 5、字土生 4 本 10、字甘木、字甘木 1 本 1、字甘木 1 本 2、字甘木 1 本 3、字甘木 1 本 6、字甘木 1 本 7、字甘木 1 本 8、字甘木 2 本 1、字甘木 2 本 2、字甘木 2 本 3、字甘木 2 本 4、字甘木 2 本 5、字甘木 2 本 9、字甘木 2 本 10、字甘木 3 本 1、字甘木 3 本 2、字甘木 3 本 12、字甘木 4 本 10、字久米、字副中、字久米 1 本 1、字久米 1 本 2、字久米 1 本 3、字久米 1 本 4、字久米 1 本 5、字久米 2 本 2、字久米 2 本 3、字久米 2 本 4、字久米 2 本 5、字久米 2 本 6、字久米 3 本 1、字久米 3 本 2、字久米 4 本 1、字久米 4 本 2、字久米 5 本 1、字久米 5 本 3、字久米 5 本 4、字久米 6 本 1、字久米 6 本 2、字久米 6 本 3、字久米 6 本 4、字本告、字本告 1、字本告 3、字本告 4、字本告 6、字本告 7、字本告 8、字本告 9、字本告 10、字本告 11、字本告 12、字本告 13、字本告 14、字本告 15、字本告 17、字本告 18、字本告 19、字

本告 20、字本告 21、字本告 22、字甘木 4 本 1 及び字甘木 1 本 4)、石木及び甲柳原、牛津町牛津、柿樋瀬、乙柳、勝、上砥川の一部(字大柳、字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本松、字築切、字一本柳、字二本柳、字三本柳、字四本柳、字赤佐古、字砥川、字源五郎、字二坂、字谷、字川越城、字大谷、字大村、字七ツ江、字早木、字空山、字巨福山、字大門、字一休、字鷺ヶ谷、字黒木、字浦園、字三ノ尾、字園田、字宮ノ上、字堀西、字平床、字入地及び字頭無搦)及び下砥川並びに芦刈町浜枝川、三王崎、芦溝、下古賀、道免及び永田

(6) 嬉野市塩田町久間の一部(字一本松の一部(県道 268 号以西の区域)、字神水川、字堂徳の一部(県道 268 号以西の区域)、字御前場、字堤ノ上、字白久保、字坂下、字平ヶ倉、字山ノ木、字志田原、字天神籠、字椿原、字東山、字提の浦、字横山、字本志田原の一部(国道 498 号以南の区域)、字代木の一部(国道 498 号以南の区域)、字明神籠、字西山、字牛石の一部(国道 498 号以南の区域)、字山田の一部(県道 268 号以西の区域)及び字西坊ヶ谷の一部(県道 268 号以西の区域))

(7) 杵島郡大町町福母の一部(字三本松、字四本柳及び字五本柳)

(8) 杵島郡江北町八町の一部(字一本松及び字二本松)、惣領分の一部(字一本谷、字二本谷、字三本谷、字二本松、字三本松、字四本松、字切田籠、字一本柳、字二本柳、字三本柳、字村内、字江口、字正徳、字一本黒木、字朽木、字江正、字天神、字沖神、字破瀬舟津及び字捨石)及び佐留志の一部(字大籠、字三本杉、字五本松、字上吉武及び字下吉武)

(9) 杵島郡白石町福吉、福田、築切、遠江、横手、牛屋、戸ヶ里、深浦の一部(字一本松、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字中搦、字浄光搦、字安兵エ搦、字利兵エ搦、字久蔵搦、字竜王前、字竜王搦、字神水場搦、字竜王籠、字竜王東平、字神水場外搦、字大詫間搦、字満江搦、字樋口搦、字

巽搦、字鹿島籠、字鹿島、字平ノ前、字西坊ヶ谷、字堤の上、字渡り平、
字深浦横山、字深浦笹山、字平山、字東山、字六通寺、字深浦笹山添及び
字大吸口)、廿治、堤、湯崎、辺田、田野上、坂田、新拓、福富、福富下分、
八平、新明、新開 1 番地、大渡の一部 (字岡崎、字一本柳、字下一本松、
字下二本松、字小通一ノ角、字小通二ノ角、字下七本松、字下八本松、字
下九本松、字下十本松、字下十一本松、字鳥ノ巢、字喜佐木、字七本松、
字キ九本松及び字九本松)、東郷の一部 (字築切搦、字笹島搦、字芦野搦、
字一本楠、字二本楠、字三本楠、字四本楠、字一本松、字二本松、字三本
松、字四本松、字五本松、字新川搦、字二本柳、字一本榎及び字屋敷内)、
今泉の一部 (字網代、字網代一、字網代二、字網代三、字網代四、字多田、
字多田六、字切地、字切地二、字伊ヶ代、字伊ヶ代五、字伊ヶ代六、字一
本松、字二本松及び字三本松) 及び馬洗の一部 (字神辺、字上黒木、字下
黒木、字馬洗及び字道祖谷)